

大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 8 号

大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(加算額等) 第 4 条 1・2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u> (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u> (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u> (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u> (8) <u>1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</u> <u>48,000円</u> (9) <u>2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満</u> <u>53,000円</u> (10) <u>2,500キロメートル以上</u> <u>58,000円</u>	(加算額等) 第 4 条 1・2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>12,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>18,000円</u> (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>24,000円</u> (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>30,000円</u> (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>35,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>40,000円</u> (8) <u>1,500キロメートル以上</u> <u>45,000円</u>

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。